

定 款

社会福祉法人 めひの野園

社会福祉法人「めひの野園」定款

昭和57年 6 月19日認可

昭和57年 6 月30日施行

昭和58年 5 月21日一部改正施行

昭和58年 9 月10日一部改正施行

昭和61年 5 月31日一部改正施行

昭和61年 6 月30日一部改正施行

昭和61年10月 4 日一部改正施行

平成元年 7 月11日一部改正施行

平成 2 年 7 月26日一部改正施行

平成 3 年 3 月22日一部改正施行

平成 3 年12月26日一部改正施行

平成 6 年12月 5 日一部改正施行

平成 7 年 5 月26日一部改正施行

平成 8 年11月29日一部改正施行

平成 9 年 6 月10日一部改正施行

平成 9 年10月28日一部改正施行

平成10年 4 月 7 日一部改正施行

平成11年 3 月24日一部改正施行

平成12年 5 月 1 日一部改正施行

平成12年 6 月20日一部改正施行

平成12年10月10日一部改正施行

平成13年 2 月26日一部改正施行

平成14年 3 月25日一部改正施行

平成14年 4 月30日一部改正施行

平成14年 9 月24日一部改正施行

平成15年 3 月18日一部改正施行

平成15年10月21日一部改正施行

平成17年 4 月 1 日一部改正施行

平成17年 6 月13日一部改正施行

平成18年10月 1 日一部改正施行

平成19年 4 月17日一部改正施行

平成19年 6 月 8 日一部改正施行

平成20年 2 月18日一部改正施行

平成20年 4 月11日一部改正施行

平成21年 5 月 8 日一部改正施行

平成22年 4 月23日一部改正施行

平成22年 6 月24日一部改正施行

平成23年 6 月22日一部改正施行

平成24年11月22日一部改正施行

平成27年 4 月27日一部改正施行

平成28年 4 月 1 日一部改正施行

平成29年 2 月14日一部改正施行

平成29年 4 月 1 日一部改正施行

平成30年 2 月26日一部改正施行

令和元年 5 月22日一部改正施行

令和 3 年 6 月 4 日一部改正施行

令和 7 年 6 月 5 日一部改正施行

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人めひの野園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を富山県富山市西金屋字高山6682番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員3名の合計6名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、1月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

(2) 建物

(イ) 富山市西金屋字高山8378番地1・6680番地3・6681番地1・

6682番地・6683番地・6685番地・8379番地1・6684番地
所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・合金メッキ鋼板葺2階建うさか寮
入所棟一棟（延）1, 822.28 m²

(ロ) 富山市西金屋字高山6681番地1・6681番地2・6682番地所在の
鉄骨・鉄筋コンクリート造鉄板葺3階建うさか寮体育館一棟（延）

586.82 m²

(ハ) 岐阜県高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根字大首202番地36所在の木造亜鉛メ
ッキ鋼板葺2階建うさか寮生活訓練実習棟一棟（延）66.24 m² 附属建物(1)

- 同所同番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建うさか寮生活訓練実習棟一棟
28.98 m²
- (ニ) 富山市西金屋字高山8378番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
研修センター雷鳥一棟(延) 137.30 m²
- (ホ) 富山市西金屋字高山6680番地1所在の鉄骨造スレート葺2階建群竹寮
寄宿舍一棟(延) 262.57 m²
- (ハ) 富山市西金屋字高山8379番地1・6680番地3所在の木造亜鉛メッキ
鋼板葺2階建うさか寮診療棟一棟(延) 149.01 m²
- (ト) 富山市西金屋字高山8379番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建事務
所一棟(延) 39.74 m²
- (フ) 富山市住吉1081番地2所在の鉄骨造瓦葺平家建ウォーム・ワークやぶな
み作業所一棟573.80 m² 附属建物(1)同所同番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼
板葺平家建ウォーム・ワークやぶなみ車庫一棟28.35 m²
- (リ) 富山市住吉1081番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建ウォーム・
ワークやぶなみ作業棟一棟(延) 254.54 m²
- (ヌ) 富山市西金屋字高山6682番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
うさか寮作業棟一棟14.58 m²
- (ル) 富山市西金屋字高山8379番地1・6680番地3・6681番地2所在
の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建春の苑養護所一棟(延) 1,034.44 m²
- (ヲ) 富山市住吉1081番地2・1081番地4所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺
2階建ウォーム・ワークやぶなみ作業棟一棟(延) 624.51 m²
- (ワ) 富山市西金屋字高山6693番地1・6694番地4所在の鉄筋コンクリ
ート造陸屋根平家建作業センターふじなみ作業所一棟902.60 m² 附属建物(1)
同所同番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建作業センターふじなみ事務所
一棟211.68 m² 附属建物(2) 同所同番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平
家建作業センターふじなみ作業所一棟155.00 m²

- (カ) 富山市呉羽町字寺田 2 1 6 4 番地 9・2 1 6 4 番地 10・2 1 7 6 番地 6 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建やねのうえのガチョウ作業所一棟
(延) 3 6 1.50 m²
- (コ) 富山市西金屋字高山 6 6 7 7 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建いわけの A 棟寄宿舍一棟 2 0 3.71 m² 同所同番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建いわけの B 棟寄宿舍一棟 2 0 3.71 m² 二棟計 4 0 7.42 m²
- (ク) 富山市西金屋字高山 6 6 9 4 番地 1 所在の木造瓦葺平家建作業センターふじなみ展示室兼車庫一棟 1 3 2.49 m²
- (ケ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 6 番地 8 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建めひの自閉症地域生活支援センター事務所一棟 6 5.85 m²
- (コ) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 9 番地 2・1 9 2 0 番地・1 9 2 2 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建飛騨流葉牧場酪農舎一棟 2 3 5.98 m²
- (ツ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 6 番地 8 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホームつまま寮一棟 2 3 3.99 m²
- (ネ) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 9 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建飛騨流葉牧場事務所兼作業場一棟 2 1 0.82 m² 附属建物(1) 同所同番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建飛騨流葉牧場作業場一棟 7 3.44 m²
- (ナ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 4 番地 5 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホームなでしこ一棟 2 1 9.65 m²
- (ウ) 富山市呉羽町字水上 1 番地 1 1 所在の木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建グループホーム若月寮一棟 (延) 1 2 1.72 m²

(3) 土地

- (イ) 富山市西金屋字高山 6 6 8 4 番所在のうさか寮入所棟敷地 3 9 6.02 m²
- (ロ) 富山市西金屋字高山 8 3 7 8 番 1 所在のうさか寮入所棟・作業棟敷地 2, 1 8 4.18 m²の 5 分の 3 = 1, 3 1 0.50 m²
- (ハ) 富山市西金屋字高山 6 6 8 1 番 1 所在のうさか寮入所棟・体育館敷地

4 9 2.00 m²

- (ニ) 富山市西金屋字高山 6 6 8 2 番所在のうさか寮入所棟・体育館敷地

6 9 0.00 m²

- (ホ) 富山市西金屋字高山 6 6 8 0 番 1 所在の群竹寮寄宿舍敷地 2 7 0.56 m²

- (ハ) 富山市西金屋字高山 6 6 8 1 番 2 所在のうさか寮体育館及び春の苑養護所敷地 6 3 4.71 m²

- (ト) 富山市西金屋字高山 6 6 8 0 番 3 所在のうさか寮診療棟及び春の苑養護所敷地 4 8 5.34 m²

- (チ) 富山市西金屋字高山 8 3 7 9 番 1 所在のうさか寮入所棟・うさか寮診療棟・事務所及び春の苑養護所敷地 1, 5 7 0.58 m²

- (リ) 富山市西金屋字高山 8 3 6 3 番 2 所在の宅地 9 8.03 m²

- (ヌ) 富山市住吉 1 0 8 1 番 2 所在のウォーム・ワークやぶなみ作業所・車庫・作業棟敷地 2, 7 8 0.07 m²

- (ル) 富山市住吉 1 0 4 1 番所在の山林 2 3 2 m²

- (エ) 富山市吉作 3 4 9 0 番 1 所在の畑 5 4 5 m²

- (ワ) 富山市住吉 1 0 3 8 番所在の雑種地 4 4 m²

- (カ) 富山市住吉 1 0 4 0 番所在の山林 2 6 9 m²

- (コ) 富山市住吉 1 0 4 2 番所在の山林 2 4 1 m²

- (ク) 富山市西金屋字高山 6 7 4 2 番 1 所在の宅地 5 1 4.00 m²

- (ケ) 富山市西金屋字高山 6 7 4 2 番 2 所在の宅地 4 5 9.86 m²

- (ツ) 富山市住吉 1 0 8 1 番 4 所在のウォーム・ワークやぶなみ作業棟敷地 5 5.00 m²

- (ツ) 富山市西金屋字高山 6 7 1 3 番 1 所在の宅地 6 0 9.00 m²

- (ネ) 富山市西金屋字高山 6 7 1 4 番 1 所在の宅地 3 8 6.00 m²

- (ナ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 3 番 1 所在の作業センターふじなみ作業所・事務所敷地 1, 5 8 5.00 m²

- (ウ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 4 番 4 所在の作業センターふじなみ作業所・事務所敷地 1, 6 1 5.90 m²
- (ム) 富山市西金屋字高山 6 6 9 6 番 7 所在の作業センターふじなみ駐車場敷地 4 4 4.26 m²
- (ユ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 1 番 6 所在の作業センターふじなみ駐車場敷地 6 2.84 m²
- (イ) 富山市住吉 1 0 5 1 番所在の原野 3 0 2 m²
- (ロ) 富山市住吉 1 0 5 2 番 1 所在の原野 7 6 8 m²
- (ハ) 富山市住吉 1 0 5 3 番 1 所在の原野 5 5 4 m²
- (ケ) 富山市住吉 1 0 4 3 番所在の山林 2 4 7 m²
- (ヤ) 富山市呉羽町字寺田 2 1 6 4 番 9 所在のやねのうえのガチョウ作業所敷地 5 8 2.06 m²
- (マ) 富山市呉羽町字寺田 2 1 6 4 番 10 所在のやねのうえのガチョウ作業所敷地 2 3.95 m²
- (ケ) 富山市呉羽町字寺田 2 1 7 6 番 6 所在のやねのうえのガチョウ作業所敷地 2 7 1.41 m²
- (7) 富山市西金屋字高山 6 6 7 7 番 1 所在のいわせの A 棟・B 棟寄宿舍敷地 8 6 3.16 m²
- (1) 富山市住吉 1 0 5 6 番所在の畑 8 7 6 m²
- (エ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 6 番 8 所在のめひの自閉症地域生活支援センター事務所及びグループホームつまま寮敷地 7 9 7.64 m²
- (7) 富山市西金屋字高山 6 6 9 1 番 7 所在の公衆用道路 6.40 m²
- (7) 富山市西金屋字高山 6 6 9 1 番 8 所在の公衆用道路 1.88 m²
- (サ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 1 番 3 所在の公衆用道路 2 4 m²
- (キ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 4 番 2 所在の公衆用道路 1 9 m²
- (1) 富山市西金屋字高山 6 6 9 5 番 2 所在の公衆用道路 1 6 m²

- (ℓ) 富山市西金屋字高山 6 6 9 6 番 2 所在の公衆用道路 2 6 m²
- (m) 富山市西金屋字高山 6 7 0 2 番 2 所在の公衆用道路 2 6 m²
- (n) 富山市西金屋字高山 6 7 0 3 番 3 所在の公衆用道路 2 3 m²
- (o) 富山市西金屋字高山 6 7 0 4 番 2 所在の公衆用道路 2 3 m²
- (p) 富山市西金屋字高山 6 7 0 5 番 3 所在の公衆用道路 1 4 m²
- (q) 富山市西金屋字高山 6 6 9 4 番 5 所在のグループホームなでしこ敷地
6 7 7.84 m²
- (r) 富山市西金屋字高山 6 6 9 4 番 1 所在の畑 1, 8 8 1 m²
- (s) 富山市西金屋字高山 6 7 1 2 番 1 所在の畑 2, 1 8 2 m²
- (t) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 8 5 4 番 1 所在の雑種地 2 3 8 m²
- (a) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 1 番 所在の雑種地 7 5 0 m²
- (b) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 1 番 2 所在の雑種地 1 6 2 m²
- (c) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 2 番 所在の雑種地 1 2 8 m²
- (d) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 3 番 所在の雑種地 9 2 m²
- (e) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 4 番 1 所在の雑種地 7 7 m²
- (f) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 5 番 1 所在の雑種地 6 6 0 m²
- (g) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 6 番 1 所在の雑種地 5 3 3 m²
- (h) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 7 番 1 所在の雑種地 3 0 2 m²
- (i) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 8 番 1 所在の雑種地 1 6 m²
- (j) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 9 番 1 所在の雑種地 1 0 1 m²
- (k) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 1 9 番 2 所在の飛騨流葉牧場事務所・作業場
敷地 2, 7 9 0.14 m²
- (l) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 2 7 番 所在の雑種地 9 6 3 m²
- (m) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 3 1 番 1 所在の雑種地 1, 4 0 1 m²
- (n) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 3 1 番 2 所在の雑種地 2 1 4 m²
- (o) 飛騨市神岡町伏方字杉ヶ沢 1 9 3 2 番 1 所在の雑種地 1, 6 1 9 m²

(p) 富山市西金屋字高山6 7 1 2番4所在の畑9 1 4 m²

(q) 富山市住吉1 0 5 9番所在の畑9 0 5 m²

(r) 富山市呉羽町字水上1番1 1所在のグループホーム若月寮敷地2 3 6.94 m²

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、富山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、富山県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 診療所の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、富山県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を富山県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人めひの野園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	松田 富雄
理 事	中田 勉
理 事	石田 幸秀
理 事	吉田 良一
理 事	上田 栄一
理 事	経国 文雄
理 事	長谷 翌文

理 事 湯上 慶祥

監 事 阿部 馨

監 事 木村 潔